

西宮市参画と協働の推進に関する条例施行規則

(平成21年3月30日)

(西宮市規則第61号)

沿革

平成25年7月31日 規則10号[1]

(趣旨)

第1条 この規則は、西宮市参画と協働の推進に関する条例(平成20年西宮市条例第3号。以下「条例」という。)の施行に関し、必要な事項を定める。

(意見提出手続)

第2条 条例第6条第1項に規定する意見提出手続により意見を提出しようとするものは、次に掲げる事項を記載した書面を市の機関に提出しなければならない。

- (1) 市の機関が公表した素案の名称
- (2) 市の機関が公表した素案に対する意見
- (3) 氏名、住所、年齢、職業その他市の機関が必要と認める事項
- (4) 市民以外のものにあつては、次に掲げるものの区分に応じ、それぞれ定める事項

ア 市内の事務所又は事業所に勤務する者 当該事務所又は事業所の名称及び所在地

イ 市内の学校に在学する者 当該学校の名称及び所在地

ウ 市内で活動し、又は事業を営む団体 当該団体の名称、所在地及び市内での活動又は事業の内容

2 前項に規定する書面の提出方法は、次に定めるところによるものとする。

- (1) 市の機関が指定する場所への持参、送付又はファクシミリ装置を用いた送信
- (2) 市の機関が指定する送信先への電子メールの送信
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市の機関が適当と認める方法

(市が実施する大規模な施設の設置その他の公共事業)

第3条 条例第6条第1項第5号に規定する規則で定める市が実施する大規模な施設の設置その他の公共事業に係る計画等の策定及び変更は、総事業費が10億円以上の公共事業(災害復旧事業等を除く。)に係る計画等の策定及び変更をいう。

(政策提案手続による提案)

第4条 条例第8条第1項の規定により政策の立案、実施等を提案しようとする者は、政策提案書(様式第1号)及び政策提案者署名簿(様式第2号)に市の機関が必要と認める書類を添えて市の機関に提出しなければならない。

(政策公募手続による提案)

第5条 条例第9条第1項に規定する政策公募手続により政策の立案、実施等を提案しようとするものは、次に掲げる事項を記載した書面を市の機関に提出しなければならない。

- (1) 市の機関が政策公募手続を行った政策の名称
- (2) 市の機関が政策公募手続を行った政策に対する案
- (3) 氏名、住所、年齢、職業その他市の機関が必要と認める事項
- (4) 市民以外のものにあつては、次に掲げるものの区分に応じ、それぞれ定める事項

ア 市内の事務所又は事業所に勤務する者 当該事務所又は事業所の名称及び所在地

イ 市内の学校に在学する者 当該学校の名称及び所在地

ウ 市内で活動し、又は事業を営む団体 当該団体の名称、所在地及び市内での活動又は事業の内容

2 第2条第2項の規定は、前項に規定する書面の提出方法について準用する。

(協働事業提案手続による提案)

第6条 条例第15条第1項の規定により協働して取り組む事業(以下「協働事業」という。)を提案しようとするものは、協働事業提案書(様式第3号)に市の機関が必要と認める書類を添えて市の機関に提出しなければならない。この場合において、提案しようとするものが団体であるときは、提案団体等の概要書(様式第4号)を添付しなければならない。

- 2 次に掲げる事業については、協働事業として提案することができない。
- (1) 営利を目的とする事業
 - (2) 政治活動を目的とする事業
 - (3) 宗教活動を目的とする事業
 - (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）に規定する暴力団若しくは暴力団員又はこれらの統制下にあるものが行う事業
 - (5) その他市の機関が協働事業として行うことが不適切であると認める事業
 - [1]
 - [1]
 - [1]
 - [1]
 - （その他）

第7条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。[1]

付 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

付 則（平成25年7月31日西宮市規則第10号[1]市長の附属機関の委員の構成別の定数等に関する規則等の一部を改正する等の規則4条による改正付則）

この規則は、平成25年8月1日から施行する。